

ミモザ株式会社 定款

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### (商号)

第 1 条 当社は、ミモザ株式会社と称し、英文では MIMOSA CO., LTD. と表示する。

### (目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
2. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
3. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
4. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
5. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
6. 介護保険法に基づく第 1 号事業
7. 介護保険法に基づくその他の一切の事業
8. 健康保険法に基づく訪問看護
9. 有料老人ホーム運営事業
10. サービス付き高齢者向け住宅運営事業
11. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、相談支援事業および地域生活支援事業
12. 健康福祉および社会貢献に役立つ一切の事業
13. 介護職員初任者研修事業
14. 福祉用具貸与および販売事業
15. 前各号に付帯する一切の事業

### (本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

### (機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会

2. 監査役
3. 監査役会

#### (公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

#### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,710,000株とする。

#### (自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

#### (単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

#### (単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### (株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

**(株式取扱規則)**

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

**(定時株主総会の基準日)**

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

**(招集)**

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

**(招集権者および議長)**

第14条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。  
2 取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

**(議決権の代理行使)**

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。  
2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

**(決議の方法)**

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

**(電子提供措置等)**

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容であ

- る情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役および取締役会

### (員数)

第18条 当社の取締役は25名以内とする。

### (選任)

- 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

### (代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
  - 3 取締役会は、必要に応じ、CEO（最高経営責任者）を選任することができる。

### (取締役会の招集権者および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。
- 2 取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定め

た順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### (取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### (取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

#### (報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む）の賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

### (員数)

第28条 当社の監査役は、5名以内とする。

### (選任)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議により、常勤監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会の決議方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### (監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。

#### (報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### (監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第6章 計 算

#### (事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### (中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

#### (配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合において支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払いの配当金には利息をつけない。